# 第1章 計画の策定にあたって

#### 1. 計画の目的

わが国の福祉は、1990年代からの社会福祉基礎構造改革を通じて、地域福祉を基盤としつつ、契約によってサービスを利用する制度へと転換されてきました。平成12年度に介護保険制度が導入されるとともに、障害者に対する福祉サービスは平成15年度からの支援費制度を経て、平成18年度からは障害者自立支援法に基づくサービスへと移行しています。

障害者自立支援法においては、身体障害・知的障害・精神障害を一元化し、市町村が地域のニーズに応じて総合的かつ計画的に福祉サービスを提供していくものと定められています。そのため、地域の状況をふまえつつ、必要となるサービスの見込量と確保のための方策を明記した障害福祉計画を、すべての市町村が策定することになりました。

本市では、平成10年に障害者基本法に基づく市町村障害者計画である「寝屋川市障害者長期計画」を策定し、計画の基本理念である「人間性の尊重に基づく、ノーマライゼーションの社会づくり」を基盤としながら、障害者施策をとりまく状況の変化をふまえて各種事業を実施してきました。障害福祉計画の策定においては、市町村障害者計画との調和を保つものとされており、「寝屋川市障害者長期計画」についても、根幹となる福祉サービスの制度が大きく変わることに対応した新たな方向性を検討することが求められています。

こうした状況をふまえ、「寝屋川市障害者長期計画」の見直しを見据えつつ、「寝屋 川市障害福祉計画(第1期計画)」を策定しました。

# 2. 計画の位置づけ

「寝屋川市障害福祉計画」は、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画です。 この計画は、障害者基本法に基づく「寝屋川市障害者長期計画」や社会福祉法に基づく「寝屋川市地域福祉計画」と調和を保つとともに、国が作成した基本指針に即して策定するものと定められており、これらの点をふまえるとともに、大阪府が作成した基本指針との整合性も考慮しつつ、本市の状況に基づく計画として策定しました。

なお、「寝屋川市障害者長期計画」を策定した平成10年以降、支援費制度の実施や 障害者自立支援法の施行など、障害者施策をとりまく状況が大きく変化したことをふ まえて、「障害者支援の基本方向」についても検討を行いました。

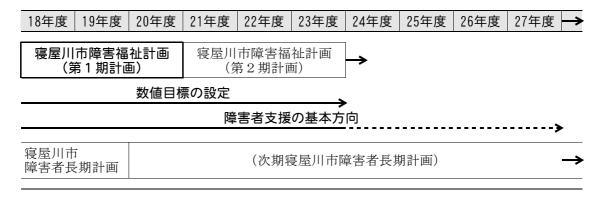
# 障害福祉計画の位置づけ 寝屋川市 障害者長期計画 で 障害者基本法 第四次 寝屋川市 地域福祉計画 で 障害者自立支援法

### 3. 計画の期間

「寝屋川市障害福祉計画(第1期計画)」は、障害者自立支援法に基づき、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きつつ、平成18年度から平成20年度までの3年間の計画として策定しました。

なお、「障害者支援の基本方向」については、長期的な視点にたった取り組みをす すめていく観点から、10年間程度を想定して検討しました。

#### 障害福祉計画の期間



## 4. 計画の策定方法

「寝屋川市障害福祉計画」は、市民・当事者のニーズをふまえた計画とするよう、 公募による市民および当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋 川市障害福祉計画策定協議会」における意見交換をふまえて策定しました。

また、市民の意見を広く聴くため、計画案に対するパブリックコメントを実施するとともに、当事者のニーズを広く把握するためのアンケート調査等を実施しました。

### 5. 計画の進行管理

この計画は「寝屋川市地域自立支援協議会」において、計画に基づく事業の推進方法に関する検討や、進捗状況の点検・評価などを行います。

また、この計画には障害福祉サービスを推進していくためのさまざまなしくみづくりを掲げていますが、それらのしくみにおいてこの計画を基本とした具体的な事業展開を図り、目標の実現に向けて取り組んでいきます。